

2026 年度

中 京 大 学

研 究 生 出 願 要 項

【学部用】

キャンパス	学 部 (等)	問合わせ窓口
名古屋	文学部 国際学部 心理学部 法学部 総合政策学部 経済学部 経営学部 工学部【機械システム工学科・電気電子工学科】 教養教育研究院【名古屋キャンパス研究室教員】	教学部教務センター（学部係） TEL (052) 835-7162 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 5号館 1階 問合わせ受付時間：平日 9:00～17:00 ※土・日・祝日及び一斉休暇期間（2025年12月下旬から 2026年1月上旬、2026年8月上旬から中旬）を除く
豊田	現代社会学部 スポーツ科学部 工学部【情報工学科・メディア工学科】 教養教育研究院【豊田キャンパス研究室教員】	教学部教務センター（学部係）豊田オフィス TEL (0565) 46-1226 〒470-0393 豊田市貝津町床立 101 1号館 1階 問合わせ受付時間：平日 9:00～17:00 ※土・日・祝日及び一斉休暇期間（2025年12月下旬から 2026年1月上旬、2026年8月上旬から中旬）を除く

## 1. 研究生制度とは

本学において、特定の研究課題について、指導教員のもとで研究する制度です（単位は付与されません）。

<研究期間> 4月開始 2026年4月 1日～2027年3月31日

9月開始 2026年9月21日～2027年9月20日

<研究報告> 当該年度の研究終了時に、その研究に関する報告書（研究結果）の提出が必要です。

## 2. 出願資格

次の（１）又は（２）の条件を充たしていること。

（１）日本における修業年限４年以上の大学を卒業した者又は卒業見込の者。

※外国の教育機関を卒業又は卒業見込の場合は、日本の大学（上記）に相当する教育機関であること。

（２）出願学部教授会又は教育院教授会において、入学個別審査により、上記（１）と同等以上の学力があると認められた者。

文・法・経済・経営・総合政策・スポーツ科学部に出願する者は、上記に加えて、次の（３）の条件を充たしていること。

（３）出願学部と同一名称の学部又はこれに相当する学部を卒業した者若しくは卒業見込の者。

### 【外国人留学生のみ】

次の①～③のいずれかの条件を充たしていること。

① 日本国際教育支援協会と国際交流基金が実施する「日本語能力試験」のN1レベルに合格している者。

② 日本学生支援機構が実施する日本留学試験の「日本語」科目を受験し、以下のスコア以上を取得している者。

記述・・・30点以上（50点満点） 読解、聴解・聴読解・・・250点以上（400点満点）

※日本留学試験のスコアは2年間有効

③ 日本の大学（日本語による課程）を卒業した者又は卒業見込の者。

※①～③のいずれの条件も充たさない者については、「指導教員との直接の面談のもと、指導教員から上記①～③のいずれかと同等の日本語能力があるという判断を受けた者」のみ出願可能とする。

## 3. 受入定員

各学部とも、指導教員1名につき3名を受入人数の上限の目安とします。なお、春学期開始研究生で2026年度定員を充たした学部については、秋学期開始研究生の募集は行いません（秋学期募集をしない場合は、2026年4月中旬以降に本学ホームページにて告知します）。

文	国際	心理	現代社会	法	総合政策	経済	経営	工 <sup>*1</sup>	スポーツ科	教養教育
15	15	10	10	30	10	10	10	20	30	10

※1 【名古屋キャンパス】機械システム工学科・電気電子工学科 【豊田キャンパス】情報工学科・メディア工学科

## 4. 出願期間・選考結果通知日・入学手続締切日

対象	出願期間<必着>	選考結果通知日<発送日>	入学手続締切日<必着>
<b>4月開始&lt;春学期開始&gt;</b> 対象：自国在住外国人	2025年9月8日（月）～ 2025年9月12日（金）	2025年10月16日（木）	2025年11月14日（金）
<b>4月開始&lt;春学期開始&gt;Ⅰ期</b> 対象：日本人及び日本在住外国人	2026年1月13日（火）～ 2026年1月19日（月） （17日・18日を除く）	2026年2月19日（木）	2026年2月27日（金）
<b>4月開始&lt;春学期開始&gt;Ⅱ期</b> 対象：日本人及び日本在住外国人	2026年3月2日（月）～ 2026年3月6日（金）	2026年3月12日（木）	2026年3月23日（月）
<b>9月開始&lt;秋学期開始&gt;</b> 対象：日本人及び日本在住外国人	2026年6月15日（月）～ 2026年6月19日（金）	2026年7月16日（木）	2026年7月28日（火）

出願期間の窓口受付は、土・日・祝日を除く9：00～16：30です。

※日本在住外国人の出願者のうち、3月末までに在留期間の満了を迎える者は、原則として<春学期開始>Ⅱ期の出願はできません。<春学期開始>Ⅰ期及び9月開始<秋学期開始>についても、出願時に残りの在留期間が3か月未満である場合は出願不可となる可能性があるため、該当者は出願期間に間に合うように余裕をもって本学に問い合わせてください。

※在留資格「短期滞在」から他の在留資格への変更は原則として認められないため、これに該当する外国人は4月開始<春学期開始>【自国在住外国人】の出願期間に出願してください。

※国費留学生（大使館推薦による研究留学生）制度や、その他の公的助成制度（愛知の産業グローバル化を支える留学生受入事業等）を利用して出願する場合は、その制度を管轄している日本政府・自治体等が定める手続き・スケジュールに準じて受付を行うため、希望者は本学に問い合わせてください。

## 5. 出願書類

◎…必要書類

○…新規出願の場合のみ必要（継続出願の場合は不要）

出願書類	日本国籍を有する者又は外国人留学生に該当しない者	外国人留学生 <sup>※1</sup>	注意事項
① 志願書	◎	◎	・ WEB 出願ページから提出すること。詳細は、「6. 出願方法」を参照。
② 顔写真	◎	◎	・ 縦4cm×横3cm 上半身脱帽 正面向きで3か月以内に撮影したもの。
③ 最終学校の卒業（見込）証明書	○	○	・ 3か月以内に作成されたものに限る。 ・ 外国の学校の書類については、政府機関発行の公証書でも可（コピー不可）。
④ 最終学校の成績（単位修得見込）証明書	○	○	・ 外国の学校の書類については、日本語訳又は英訳を必ず添えること。 ・ 最終学校は日本語学校を除く。
⑤ 推薦書 ※書式は自由		○	・ 本学卒業生は不要。 ・ 最終卒業学校長又は出身大学の指導教員に記入を依頼すること（コピー不可）。ただし、日本在住の外国人留学生で日本国内に設置される日本語学校に通う者（通っていた者）は、上記に代わり、日本語学校が作成する推薦書の提出を認める。 ・ 日本語又は英語以外で記載されている場合は、日本語訳又は英訳を必ず添えること。
⑥ 以下(1)～(3)のいずれかの書類のコピー (1)「日本語能力試験（N1レベル）」の合格通知書 (2)「日本留学試験」の成績通知書 ※2年以内のものに限る (3)日本の大学の卒業（見込）証明書		○	・ 日本の大学の卒業（見込）証明書は、前述③における出願書類として提出していればそれを兼ねることができる。 ・ 左記(1)～(3)のいずれの書類も提出できない者は、指導教員と直接面談し、指導教員から(1)～(3)と同等の日本語能力があるという判断を受けた場合に限り出願可能。
⑦ 研究計画書【本学所定様式】	◎	◎	・ 継続出願者のうち、前年度の研究活動を継続する場合は、指導教員の了解が得られれば提出は不要。
⑧ 「在留カード」（両面）のコピー		◎ <日本在住者のみ>	・ 出願時に在留期間が3か月未満である場合は申し出ること。 ※入学までに在留期間が満了する場合又は在留資格を変更する場合は、在留期間の更新や在留資格の変更が必要。在留期間の更新や在留資格を「留学」に変更する予定の者は、出願期間開始前に出入国在留管理局に更新や変更条件、必要な申請書類、帰国の要否などを問い合わせ、入学までに行うべきことを自身で確認すること。
⑨ パスポートのコピー		◎	・ 顔写真のページのコピーを提出すること。
⑩ 経費支弁書【本学所定様式】		◎	・ 出願者本人が経費支弁者になることは認めないので、注意すること。
⑪ 経費支弁者名義の預金残高証明書		◎	・ 3か月以内に作成されたものに限る。 ・ 金融機関発行の原本（公印あり）を提出すること。 ※各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座であること。 ※預金者・預金証書番号及び預金額が確認できるものであること。 ※残高として必要な金額：125万円以上 ・ 日本語又は英語で記載されていること。その他の言語の場合は、公的機関等（日本語学校を含む）の証明を受けた日本語訳又は英訳を添付すること。 ・ 「残高証明書のコピー」「保険の証明書」「ネットバンキングにおける利用明細のプリントアウト」等は認めない。 ・ 経費支弁者が複数人いる場合は、預金残高証明書をそれぞれ提出すること。
⑫ 履歴書【本学所定様式】		○	・ 日本在住の外国人留学生は、来日後の経歴をもちろん記入すること。

⑫ 卒業論文又はそれに代わるもの ＜現代社会学部出願者のみ＞	○	○	・現代社会学部出願者のみ提出すること。
⑬ 在職証明書 ＜スポーツ科学部出願者のみ＞		○	・3か月以内に作成されたものに限る。 ・スポーツ科学部出願者で、自国で職業に就いていた者のみ提出すること。 ・日本語又は英語以外で記載されている場合は、日本語訳を必ず添えること。

※1…外国人留学生とは在留資格が「留学」に該当する者又は研究生として入学する際に在留資格「留学」に変更を希望する者を示す。

## 6. 出願方法

以下①～③すべての手続きを行ってください。

①指導を希望する教員から内諾を得てください（詳細は「8.指導教員の内諾について」を参照）。

②出願期間内に中京大学公式 HP（以下 URL）の「学部用 研究生志願書」から出願してください。

【研究生ページ】

<https://www.chukyo-u.ac.jp/admissions/a4.html>

③「5.出願書類」に記載の必要書類（①志願書を除く）を、出願学部のキャンパスの教務センター（学部係）まで簡易書留で郵送してください。書類は**出願期間内必着**です。消印有効ではありませんので注意してください。

※教養教育研究院の研究生に出願する場合、指導を希望する教員の研究室の所在地により、出願書類郵送先が異なりますので注意してください。

※工学部の研究生に出願する場合、指導を希望する教員の所属学科により、出願書類郵送先が異なりますので注意してください。

## 7. 出願書類郵送先

キャンパス	学 部（等）	出願書類郵送先
名古屋	文学部 国際学部 心理学部 法学部 総合政策学部 経済学部 経営学部 工学部【機械システム工学科・電気電子工学科】 教養教育研究院【名古屋キャンパス研究室教員】	<b>教学部教務センター（学部係）研究生担当</b> 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 TEL (052) 835-7162
豊田	現代社会学部 スポーツ科学部 工学部【情報工学科・メディア工学科】 教養教育研究院【豊田キャンパス研究室教員】	<b>教学部教務センター（学部係）豊田オフィス 研究生担当</b> 〒470-0393 豊田市貝津町床立 101 TEL (0565) 46-1226

## 8. 指導教員の内諾について

- ・教員の研究内容等は、ホームページ等で確認してください（指導教員の紹介は事務担当窓口では行いません）。
- ・出願する前に、指導を希望する教員と打合わせ（事前面談）を行い、教員の内諾を受けてください。
- ・指導を希望する教員との事前面談の日程調整も各自で行ってください（出願期間に間に合うように余裕を持って日程調整や事前面談を行ってください。）。
- ・外国人留学生は、指導を希望する教員との事前面談の前に、出願書類をすべて揃え、教務センター（学部係）で書類の不備がないかの確認を受けてください。
- ・自国在住外国人は、日本在住の代理人が指導教員との事前面談を行っても構いません。ただし、外国人留学生の出願者のうち、日本語能力を証明する資料（前述 5.出願書類の⑥）が提出できない場合は、出願者本人が指導教員と直接面談を行う必要があります。

- ・ 指導教員の内諾のみで受入が許可されるわけではありません。受入可否審議は学部教授会又は教育院教授会で行います。
- ・ 指導を希望する教員が既に複数名の研究生を受け入れている場合は、事前面談の段階でお断りする場合があります。

### 教員への連絡のとり方

- ・ 本学の代表電話番号 052-835-7111（平日 9：00～17：00）に電話をかけ、希望する教員の研究室に繋いでもらってください。教員が在室していない場合は、時間や日を空けて電話をかけ直してください。
- ・ 何度か電話しても繋がらない場合は、以下の方法で連絡を取ってください。

①「中京大学研究者総覧」で教員名を検索する

<https://kenkyu-db.chukyo-u.ac.jp/search/index.html?lang=ja&template=template1>

②-1 メールアドレスが掲載されている場合

指導を希望する旨と必要事項（出願者氏名、略歴等）を記入し、直接教員へメールを送信してください。

②-2 メールアドレスが掲載されていない場合

必要事項（出願者氏名、指導を希望する教員氏名、略歴等）を記入し、以下の連絡先までメールを送信してください。

【連絡先】中京大学教学部教務センター（学部係）：kyoumuka-temp(at-mark)ml.chukyo-u.ac.jp

※(at-mark)を「@」に置き換えてください

【メール件名】学部研究生 指導教員について

## 9. 選考方法

書類選考

## 10. 選考結果の発表（選考結果通知日は、前述「4.出願期間・選考結果通知日・入学手續締切日」参照）

- ・ 郵送により選考結果（通知書）を送付します。
- ・ 選考結果について、電話での問い合わせには対応しません。
- ・ 自国在住外国人は、日本在住の代理人（日本在住の経費支弁者等）がいる場合は、代理人宛に選考結果（通知書）を送付しますので、志願書に送付先を記入してください。日本在住の代理人がいない場合は、選考結果通知日にメール（パスワード付）にて通知します。

## 11. 工学部研究生の通学キャンパスについて

通学キャンパスは以下を基本としますが、各教員の判断により通学キャンパスが変更になる場合があります。指導を希望する教員に内諾を得る際（事前面談時）に、通学キャンパスの予定を確認してください。

機械システム工学科・電気電子工学科・・・名古屋キャンパス      情報工学科・メディア工学科・・・豊田キャンパス

## 12. 入学手續及び納付金

受入許可者には、選考結果（通知書）とともに、「入学手續要項（入学手續書類含む）」を送付します。「入学手續要項」に従い、入学手續締切日までに所定の手続きを行ってください。

※自国在住外国人は、日本在住の代理人がいる場合は、代理人宛に「入学手續要項（入学手續書類含む）」を送付します。日本在住の代理人がいない場合は、選考結果通知日にメール（パスワード付）に添付して「入学手續要項（入学手續書類含む）」を送付します。

なお、入学手續の際に、以下の入学時納付金を納入してください。

### 入学時納付金

入学金 10,000 円

研究料 120,000 円（半期分）

\* 残りの半期分は学期開始前に別途納入してもらいます。

\* 本学卒業生の研究料は、上記金額の2分の1です。

\* 前年度から継続の場合も、入学金の納付は必要です。

\* 海外から納入（送金）する場合の手数料は自己負担です。

※外国籍の者で、在留資格「留学」で入学予定の者は、「入学手続要項（入学手続書類含む）」到着後、中京大学グローバル教育センターに連絡し、指示を受けてください。「留学」以外の長期滞在可能な在留資格で本学へ入学予定の者は、各自で在留資格に関する手続を行ってください。

中京大学グローバル教育センター E-mail : gec(at-mark)ml.chukyo-u.ac.jp

※(at-mark)を「@」に置き換えてください

(メール送信の際、件名に「在留資格「留学」手続（研究生）」、本文に「所属予定学部」「カナ氏名」を明記してください。)

### 13. 個人情報の取扱い

中京大学は、出願手続においてご提供いただいた氏名、住所その他の個人情報について、「学校法人梅村学園個人情報保護の基本方針」及び「中京大学個人情報保護に関する規程」に基づき、安全かつ適正に取り扱います。詳細は[「個人情報の取扱い」](#)を確認してください。

### 14. その他補足事項・注意事項

- ① 研究期間は原則として1年間です。引き続き（1年以上）研究を希望する者は、改めて出願する必要があります。半期（半年間）で研究生をやめる場合は、学生支援課に届け出る必要があります。
- ② 入学は、春学期開始は4月1日、秋学期開始は9月21日とします。
- ③ 外国人留学生で、これまでに本学又は他大学の研究生であった者は、出願時にその旨を申し出てください。  
なお、研究生として在留資格「留学」を持つことができる期間は、原則2年間です。過去に本学又は他大学で研究生として在籍していた者は、注意してください。特別な事情で2年を超えて研究生として在籍したい場合は、出願前に出入国在留管理局に相談してください。
- ④ 自国在住外国人は、入学後すみやかに在留資格を示す書類（「在留カード」）を教務センター（学部係）へ提出してください。
- ⑤ 出願時に提出した出願書類の記載に偽りがあったことが判明した場合、また研究期間中に研究生として不適当<sup>※</sup>と認められた場合は、学部教授会又は教育院教授会の議を経て研究生資格を取り消すことがあります（除籍）。  
※不適当例…長期間指導教員のもとを訪れず、指導教員や職員が連絡しても応答がない。保証人に連絡をしても応答がない、又は保証人も研究生本人の所在がわからず連絡が取れない等。
- ⑥ 研究生にはその身分を証明するものとして「身分証」を交付します。研究期間終了後、学生支援課に返却してください。
- ⑦ 研究生は、通学定期券及び学生割引証の利用はできません。ただし、公共交通機関の種類によっては利用可能な場合がありますので、詳細は各運行会社に問い合わせてください。
- ⑧ 名古屋キャンパスは、自動車の通学は全面禁止です。自転車及びバイクは125cc以下に限り、登録・許可制により学内の専用駐輪場を利用することができます。豊田キャンパスは、自動車・自転車・バイクで通学する場合、車両登録が必要です。愛知県では自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられていますので、自転車を利用する場合は必ず加入してください。また、年齢を問わず全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されていますので、ヘルメットを着用してください。
- ⑨ 研究生の受入に関する選考と大学院入学資格確認とは全く別の審査です。このため研究生として受入を許可されても、大学院入学資格確認で「不許可」になる場合があります。
- ⑩ 研究生には、別に規程の定めがない限り、学則に定める正規課程の学生に関する規程を準用します。

以上